

添付法令資料 4 :

税務登記に関して定めるベトナム財政省の通知（目次）
2024年12月23日付第86/2024/TT-BTC号通知／25.02.06施行

- 第1章 総則（第1条ないし第6条）
- 第2章 組織である納税者に対する税務登記に関する手続
 - 第1目 初回の税務登記（第7条ないし第9条）
 - 第2目 税務登記情報の変更（第10条及び第11条）
 - 第3目 活動及び経営の一時停止（第12条及び第13条）
 - 第4目 税コードの効力終了（第14条ないし第17条）
 - 第5目 税コードの回復（第18条及び第19条）
 - 第6目 組織が再編する場合に対する税務登記（第20条及び第21条）
- 第3章 経営世帯、家族世帯及び個人である納税者に対する税務登記に関する手続
 - 第1目 初回の税務登記（第22条ないし第24条）
 - 第2目 税務登記情報の変更（第25条及び第26条）
 - 第3目 活動及び経営の一時停止（第27条及び第28条）
 - 第4目 税コードの効力終了（第29条ないし第32条）
 - 第5目 税コードの回復（第33条及び第34条）
- 第4章 実施の組織化（第35条ないし第40条）